

クラブ 会 員 会 則

第 1 条（定義）

本会則は「大宮レインボートランポリンクラブ」（以下「本クラブ」）の会員及び本クラブに入会希望の方に適用します。

第 2 条（目的）

本クラブは、本クラブ会員が本クラブの施設利用と指導により、技術の向上、心身の育成、健康維持、健康増進を図ることを目的します。

第 3 条（会員制）

本クラブは会員制とします。

第 4 条（入会資格）

本クラブの入会資格は、以下の通りとし、その項目全てに該当する方とします。

- (1)各コースにおいて別途定める会員資格に該当する方。
- (2)本クラブの諸施設の利用・指導に耐え得る健康状態であることを本クラブに申告頂いた方。
- (3)本会則に同意した方。
- (4)暴力団関係者でない方。
- (5)過去に本クラブより除名等の通告を受けていない方。
- (6)他のトランポリンクラブに所属していない方。

第 5 条（入会手続き）

1.本クラブに入会しようとする時は、以下に定める手続きを行うことにより、入会手続きが完了します。

- (1)所定の書類により入会手続きを行って頂きます。
- (2)各コースにおいて別途定める諸費用を本クラブに払い込み頂きます。

2.未成年の方が入会しようとする時は、所定の書類により親権者の同意を得た上で、申込頂きます。この場合、親権者は、自らの会員資格の有無に関わらず、本会則に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。

第 6 条（諸手続き）

- (1)会員は入会申込書に記載した内容に変更があった場合は、速やかに変更手続きを行って頂きます。
- (2)本クラブより会員の連絡先（住所、電話、メールアドレス）に通知する場合は、会員から届け出のあった最新の連絡先に行い、通知を持ってその効力を有するものとします。

第 7 条（個人情報保護）

本クラブは、本クラブの保有する会員の個人情報を、本クラブが別途定める個人情報保護方針に従って管理します。

第 8 条（諸費用）

- (1)各クラス・コースの諸費用は別途定めます。

- (2)会員は別途定める諸費用納入期日までに、それぞれの諸費用を払い込み頂きます。
 - (3)会員は実際の施設利用有無にかかわらず、会員資格喪失までの諸費用をお支払頂きます。
 - (4)一旦納入した諸費用は、原則として返還できません。
 - (5)諸費用は原則毎月当月から 5 日までに当月分を納入するものとします。
- 限定クラスは、翌月 5 日までに納入するものとします。

第 9 条（会員資格の取得）

第 5 条の手続きが完了し、手続き時に定めた利用開始日が到来した時に、会員資格を取得したものとします。

第 10 条（会員資格の相続・譲渡）

本クラブの会員資格は他の方に相続・譲渡できません。

第 11 条（ビジター）

本クラブの一部の会員制度においては、以下の条件を満たすことにより、会員以外の方（以下ビジター）も、本クラブの諸施設を利用頂くことができます。

- (1)別に定める利用料の支払い。
- (2)第 13 条の遵守。
- (3)本クラブが許可した方。

第 12 条（その他会員以外の施設利用）

本クラブは、特に必要と認めた場合は、会員、ビジター以外の方の施設利用を認めることができます。

第 13 条（諸規則の遵守）

会員は本クラブの諸施設の利用にあたり、本会則及び施設内諸規則を遵守し、施設スタッフの指示に従っていただきます。また、施設内の秩序を乱す行為をしてはいけません。

第 14 条（禁止事項）

会員は、施設内にて次の行為をしてはいけません。

- (1)他の方や施設スタッフを誹謗、中傷すること。
- (2)他の方や施設スタッフを殴打したり、身体を強く押したり、拘束する等の暴力行為。
- (3)大声、奇声を発したり、他の方や施設スタッフの行く手を塞ぐ等の威嚇行為や迷惑行為。
- (4)物を投げる、壊す、叩く等、他の方や施設スタッフが恐怖を感じる危険な行為。
- (5)クラブの施設・器具・備品の損壊や備付備品の持ち出し。
- (6)法令や公序良俗に反する行為。
- (7)刃物等の危険物の館内への持ち込み。
- (8)物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動、諜報行為。
- (9)高額な金銭、貴重品の館内への持ち込み。

第 15 条（損害賠償責任免責）

- (1) 会員が本クラブ諸施設の利用中、会員自身が受けた損害に対しての本クラブの責任範囲は、スポーツ安全保険における保証の範囲内とし、本クラブに故意又は重大な過失がある場合を除き、当該損害に対する責を負いません。ビジターについても同様とします。
- (2) 会員同士の間が生じた係争やトラブルについても、本クラブは本クラブ故意又は重大な過失がある場合を除き、一切関与しません。

第 16 条（会員の損害賠償責任）

会員が本クラブ諸施設の利用中、会員の責に帰する事由により本クラブまたは第三者に損害をあたえた時は、その会員が当該損害に関する責を負うものとします。ビジターについても同様とします。

第 17 条（会員資格喪失）

会員は次の各号に該当する場合、その会員資格を喪失し、会員としてのいかなる権利をも喪失します。

- (1) 第 19 条に定める退会を申し出、本クラブがこれを承認した時。
- (2) 第 20 条により除名された時。
- (3) 会員本人が死亡した時。
- (4) 第 21 条により入会した施設の全部を閉鎖した時。
- (5) 本クラブが解散となった時。

第 18 条（休会）

本クラブには休会制度があります。正当な理由により、本クラブが認めた場合、申し出のあった翌月より月会費を 1,000 円とします。

第 19 条（退会）

会員は自己都合により退会する時は、退会希望の 1 ヶ月前までに、本クラブ所定の手続きを完了して頂きます。本クラブは退会手続きが完了し、退会期日が到来する日まで、諸費用を請求する権利を有します。

第 20 条（会員除名）

次の各号に該当する場合、本クラブはその会員を本クラブから除名することができます。

- (1) 第 4 条の入会資格を喪失した時。
- (2) 本クラブの会則及び諸規則に違反した時。
- (3) 他の方や施設スタッフを誹謗、中傷し、本クラブに被害の届出があった時。
- (4) 他の方や施設スタッフを殴打したり、身体を強く押したり、拘束する等の暴力行為があった時。
- (5) 大声、奇声を発したり、他の方や施設スタッフの行く手を塞ぐ等の威嚇行為や迷惑行為があった時。
- (6) 物を投げる、壊す、叩く等、他の方や施設スタッフが恐怖を感じる危険な行為があった時。
- (7) クラブの施設・器具・備品の損壊や備付備品を持ち出した時。

- (8)法令や公序良俗に反する行為があった時。
- (9)物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動、諜報行為を行い、施設スタッフの中止勧告に従わない時。
- (10)諸費用の支払いを怠った時。
- (11)法令に違反した時。
- (12)その他本クラブが本クラブの会員としてふさわしくないと認めた時。

第 21 条（施設の一時閉鎖・一時休業）

次の各号に該当する時、本クラブは、諸施設の全部又は一部の閉鎖、又は休業をすることができます。事前に予定されている場合は、原則として 1 ヶ月前までに会員に対し、その旨を通知します。但し、これにより会員の会費支払義務が軽減されたり免除されることは原則ありません。

- (1)気象災害、その他外的事由により、その災害が会員に及ぶと判断した時。
- (2)施設の増改築、修繕又は点検による時。
- (3)大会や合宿等の遠征により、通常運営に支障をきたす場合。
- (4)その他重大な事由による時。

第 22 条（利用の禁止）

次の各号に該当する時は、施設の利用を禁止します。

- (1)暴力団関係者である場合。
- (2)集団感染するおそれのある疾病を有する場合。
- (3)一時的な筋肉の痙攣や、意識の喪失等の症状を招く疾病を有する場合。
- (4)過去に本クラブより除名の通告を受けていた場合。
- (5)その他、正常な施設利用ができないと本クラブが判断した場合。

第 23 条（利用の一部制限）

次の各号に該当する時は、施設の利用を一部制限します。

- (1)飲酒等により、正常な施設利用ができないと本クラブが判断した場合。
- (2)医師から運動、入浴等を禁じられている場合。
- (3)妊娠している場合。
- (4)その他、正常な施設利用ができないと本クラブが判断した場合。

第 24 条（諸費用の変更並びに運営システム変更）

- (1)本クラブは、本会則に基づいて会員が負担すべき諸費用について、本クラブが必要と判断した時は変更することができます。
- (2)前項同様に施設運営システムを、本クラブが必要と判断した時は変更することができます。
- (3)前 2 項を変更する時は、本クラブは 1 ヶ月前までに、会員にこれを告知します。

第 25 条（会則の改訂）

本クラブは、会則等の改定を行うことができます。尚、改定を実施する時は、本クラブは予め告知し、改定した会則等の効力は全会員に及ぶものとします。

附則	2014年	12月	1日	制定・施行
	2017年	2月	15日	改定・2017年4月1日より適用

